

# 後期高齢者医療保険からのお知らせ

後期高齢者医療の保険証が8月から新しくなります

●問い合わせ 保健医療課国保室  
☎53-2111(内線252~254)  
または各支所地域福祉課

## 新保険証を送付します

現在お使いの保険証は、7月31日(木)で有効期限が切れますので、8月1日(木)からは新しい保険証をお使いください。(手続きの必要はありません)

新しい保険証は7月19日(金)ごろに特定記録郵便で郵送します。8月になっても保険証が届かない場合や保険証に記載されている内容に誤りがある場合は担当までご連絡ください。

また、保険証を住民登録地以外の居住地に郵送を希望する人は、「送付先変更届」の提出が必要です。身分の確認できる書類(運転免許証など)と印鑑をご持参の上、保健医療課国保室または各支所地域福祉課の窓口においでください。

## お願い

「ジェネリック医薬品希望カード」、「臓器提供意思表示欄記載内容保護シール」「カバー」は同封されていきません。希望する場合は担当までご連絡ください。

## 医療費の自己負担割合について

毎年、同一世帯の後期高齢者医療制度加入者の前年中の所得に応じて医療費の自己負担割合を判定します。

新しい保険証の「一部負担金の割合」の欄に記載されている割合は、8月1日から1年間適用となる自己負担割合です。

## ■医療費の自己負担割合■

### 《1割負担となる人》

同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいない人

### 《3割負担となる人》

同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる人

ただし、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる場合でも、下記に該当する人は申請により1割負担となります。

○同一世帯に加入者が1人の場合

その人の収入合計金額が383万円未満または、その人の収入と同一世帯の70~74歳の人全員の収入の合計金額が520万円未満

○同一世帯に加入者が複数いる場合

加入者全員の収入の合計金額が520万円未満

## 新保険証【空色】

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成26年 7月31日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	新潟市中央区新光町4番地1
氏名	広城 花子 女
生年月日	昭和 8年 4月 1日
発給年月日	平成 25年 4月 1日
有効期限	平成 25年 4月 1日
交付年月日	平成 25年 8月 1日
一部負担金の割合	39150008
保険者番号並びに保険者の名称及び印	新潟市後期高齢者医療広域連合

医療費の自己負担割合(左記参照)

## 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

限度額適用・標準負担額減額認定証は、住民税非課税世帯の人を対象に、窓口での医療費の自己負担額や入院時の食事代の軽減を受けることができる認定証です。

現在、認定証を受けている人で、8月以降も対象となる場合は、8月1日(木)から使用できる認定証を保険証とは別に7月下旬ごろ郵送します。

新しい認定証は、現在お持ちのものと同色ですので、病院などに提示する際は、交付年月日などを確認し、間違いのないよう注意してください。



# 後期高齢者医療保険料の決定通知書を 7月中旬に一人ひとりに送付します

## ●問い合わせ

税務課保険税係

☎53-2111 (内線223、224)

または各支所市民生活課

## ■年間保険料の計算

年間保険料は、均等割額と所得割額の合計です。(賦課限度額は55万円)新潟県内では、平成24・25年度と、保険料率が据え置きとなっています。

### ◆均等割額とは

保険料のうち、加入者全員が均等に負担する分です。新潟県内の均等割額は、35,300円です。

### ◆所得割額とは

保険料のうち、加入者の所得に応じて負担する分です。平成24年中の総所得金額などから、基礎控除額(33万円)を控除した金額に、所得割率(新潟県内は7.15%)を掛けて算出します。

## 【保険料の納付方法と納付時期】

### ○4月以降の年金からすでに納めている人【特別徴収】

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

※確定した年間保険料額から、4月・6月・8月に納めた額を差し引いて、残った額を10月・12月・2月に分けて年金から納めます

### ○7月から納付書、または口座振替で納める人【普通徴収】

4～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付なし	納付書、または口座振替での納付								

※確定した年間保険料額を平成25年7月から平成26年3月までの9期に分けて納めます  
月々納める保険料額は、7月中旬に送付する通知書に記載されていますので、ご確認ください

## ■軽減制度

### ◆所得が少ない人への軽減

平成24年中の所得状況に応じて、次のとおり保険料が軽減されます。

#### ・均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて9割、8.5割、5割、2割の軽減が受けられます。

#### ・所得割額の軽減

個人の所得状況に応じて、5割軽減が受けられます。

### ◆加入前日まで会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった人への軽減

軽減後の平成25年度の年間保険料額は3,500円となります。

(村上市国民健康保険、国民健康保険組合などの被扶養者は対象となりません)

## ■納付方法

保険料の納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」があります。決定通知書には、納付方法が記載されています。

特別徴収の場合は、年金支給日に天引きされます。

普通徴収で直接納付する場合は、通知書に添付されている納付書により担当窓口で納めてください。

口座振替の場合は、納期限日に振り替えますので、振替日までに残高を確認しておいてください。通知書には、指定の金融機関名、口座番号などが記載されています。

## ■納付方法を変更できます

①特別徴収の場合は、後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書を提出すると、普通徴収(口座振替)に変更できます。手続きは、税務課・各支所市民生活課・各連絡所でできます。(金融機関ではできません)

※7月31日(水)までに手続きをすると10月に支払われる年金から天引きが止まり、口座振替に切り替わります

また、7月31日を過ぎても手続きはできますが、切り替わる月が遅くなります。

②納付書から口座振替へ変更を希望する場合は、振替口座の預金通帳、通帳の届け出印、保険証を持参して、税務課・各支所市民生活課税務担当・各連絡所・市内金融機関で手続きをしてください。

※これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、改めて手続きをしてください

※7月分の保険料から口座振替を希望する人は、7月12日(金)までに手続きをしてください